

愛知工科大学研究費の管理・監査に関する規程

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知工科大学（以下「本学」という。）において教育研究活動に携わる教員及び事務職員並びに研究員・学生（以下「研究者等」という。）の一般研究費及び研究助成金（以下「研究費」という。）による教育研究の推進と支援に資するため、適正な執行と管理体制の強化を図ることを目的とする。

(最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者)

第2条 本学において、研究費を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、其々の責任と任務は次のとおりとする。

- 一 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- 三 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導を行うものとし、工学部長をもって充てる。
- 四 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、また、コンプライアンス推進責任者の活動を支援するよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(組織体制)

第3条 本学の研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に研究費不正防止対策推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

- 2 推進室の室長は、事務局長をもって充てる。
- 3 推進室は、室長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 工学部長
 - 二 各学科長
 - 三 会計課長
 - 四 庶務課長
 - 五 その他室長が指名する者 若干名
- 4 推進室は、研究費の不正防止に関し、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 研究費の不正防止計画案の策定に関すること。
 - 二 研究費の不正防止計画の実施に関すること。
 - 三 研究者等の意識向上を図るための方策。
 - 四 コンプライアンスに係る研修会等の企画に関すること。
 - 五 その他研究費の不正防止に関すること。
- 5 推進室の事務は、関係部署の協力を得て、事務局庶務課において行う。

(研究費の不正防止計画の策定)

第4条 最高管理責任者は、研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握し、研究費の不正防止計画を策定し、全学に周知徹底するものとする。

2 前項に規定する研究費の不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、必要に応じ見直すものとする。

(研究費の不正防止計画の実施)

第5条 統括管理責任者は、研究費の不正防止計画の実施にあたり、研究者等の教育研究活動に支障を及ぼすことの無いように配慮しなければならない。

2 研究者等は、研究助成金による教育研究の推進と研究活動を開始する前に、別紙様式1の「研究助成金の管理・運営に関する誓約書」を最高管理責任者に提出しなければならない。

(相談窓口)

第6条 本学の研究費に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るために、事務局会計課に相談窓口を設置する。

2 本学における研究費の不正使用に関する通報及び告発に対応するため、事務局庶務課に通報・告発窓口を設置する。

(報告・公表)

第7条 第6条第2項の通報・告発窓口は、研究費の不正使用に関する通報及び告発を受理した場合、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、30日以内に推進室に対して告発等の内容の合理性を確認し調査の要否の判断を指示するとともに、当該調査の要否を配分機関に通知する。また、報道等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

3 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。

4 推進室は、告発等の受付から200日以内に調査結果、再発防止計画等を最高管理責任者に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に調査結果を含む最終報告書を配分機関に提出するとともに、電波学園理事長に報告し、外部に公表するものとする。

6 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(認定)

第8条 推進室は、調査の結果、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(是正措置等)

第9条 統括管理責任者は、調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正及び再発防止のために必要な措置（以下、是正措置等という。）を講じる旨の申し出を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の申し出に基づき、全学的な是正措置等を講じるものとする。

(処分)

第10条 調査の結果、研究費の不正使用に該当すると認定された場合、当該不正使用に関与し

た者に対し、学園就業規則、その他関係諸規則に従い処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、関係する配分機関に対して処分内容を通知する。
- 3 研究費の不正使用に関し、学外の業者等が取引に関与したと認定された場合、当該業者に対して取引停止等の措置を講じるものとする。

(事実確認)

第11条 研究費の執行に係る事実確認は、事務局会計課において行う。

- 2 物品の購入に際しては、購入に係る検査を適正に実施するため、納品時に検収を要するものとし、検収を行うために物品検収窓口を事務局会計課に置く。

(物品検収)

第12条 研究費による物品等の購入は、事務局会計課担当職員による検収を受けなければならない。

- 2 旅費、謝金等の取扱いについては、必要書類を事務局庶務課若しくは会計課の担当職員に提出し、事実確認は事務局会計課長が担当する。

(監査)

第13条 最高管理責任者は、推進室に対して研究費の適正な管理のため、次の各号について内部監査を実施させるものとする。

- 一 会計書類上の監査の他、会計処理等の体制不備の検証や必要に応じて関係者へのヒアリング等
- 二 不正使用の発生に応じた検証

- 2 推進室は、前項の内部監査の実施に当たって、学校法人電波学園監事及び同会計監査人と連携するものとする。
- 3 推進室長は、内部監査の実施にあたって、必要に応じて監査員を推進室以外の者に指名できるものとする。
- 4 推進室長は、内部監査の結果を、速やかに最高管理責任者並びに総合企画会議等に報告するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

研究活動・研究費の不正（使用）に係る相談・通報窓口

研究助成金使用に関する事案	相談窓口	会計課 (Tel:2121・2123)	研究費に係る事務処理手続きの相談窓口
	通報窓口	庶務課 (Tel:2128)	研究費の不正使用に関する通報及び告発窓口
物品検収に関する事案	検収窓口	会計課 (Tel:2121・2123)	研究費による物品の購入
旅費、謝金等の取扱い事案	確認窓口	会計課 (Tel:2121)	事実確認は事務局会計課長
研究上の不正行為に関する事案	告発窓口	庶務課 (Tel:2128)	研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造、改ざん又は盗用、又は、これらの行為の証拠隠滅又は立証妨害の告発窓口
公益通報事案	通報窓口	庶務課 (Tel:2128)	本学の教職員が、本学又は本学の役職員及び職員について法令違反行為が生じ、又は、生じようとしている旨の通報窓口